

No	質問	回答	質問受付日
1	代表事業者を複数社とすることは可能か。	代表事業者は1社に限定をお願いする。 ほかの事業者は共同事業者として位置付けることとする。	4月6日
2	「事業進捗報告会」の概要はどのようなものか。	事業進捗報告会とは、当該補助事業で実施している内容について、地元自治体にも状況を把握いただく目的で開催をお願いするものである。 具体的には、代表事業者により数か月に一度の頻度で開催いただき、例えば国土交通省への商用運航の申請に必要な飛行スケジュールや実施内容、県内離着陸場整備に係る基本設計の進捗状況などを共有いただくことを想定している。 開催の際には、当該補助事業の取組に対応する地元自治体及び県をオブザーバーとして参加させることを想定している。また、関係者のみの開催でも広く事業関係者に状況共有する打合せの場を代用してもよい。開催形式は現地・オンラインの別は問わない。 代表事業者、共同事業者、協力事業者、地元自治体、県のほか任意にその他の方が出席してもよいが、事業進捗の報告を主テーマとしたものとして開催するものであること。 また、公募要領の16ページのとおり補助事業遂行状況報告書を提出いただく際に、当該事業進捗報告会の出席者名簿や当日資料、議事録なども合わせて提出いただくので、その点もご了承ください。	4月6日
3	人件費に関する証拠書類の想定はどのようなものか。	人件費については、雇用契約書、給与振込明細書、本事業に直接従事する者の人件費が対象であるためそのことが分かる作業日誌など本事業該当部分が分かる資料などを想定している。 また、人件費単価として経済産業省が定める「等級単価一覧表 令和8年度適用」に基づき人件費を計算することも考えられる。	4月6日
4	共同事業者に関連する費用は「委託料」、それ以外の事業者に託する費用が「外注費」という理解で正しいか。	左記の理解で正しい。	4月6日
5	「外注費」と外部に委託する「調査分析費」はどのように区分すればよいか。	外注費は直接事業に参画していない第三者の事業者に託する費用を計上する包括的な項目として設定している。 安全対策費や調査・分析費なども第三者の事業者に依頼することがあると思われるが、この項目の内容に合うものは特に安全対策費や調査・分析費として計上していただきたい。	4月6日
6	補助対象外経費となる「補助事業完了日（令和9年3月1日まで）後に支払いを行ったもの」について、ここでの「支払い」とは、銀行の振込手続き日（振込実行日）か、或いは相手方への着金日かどちらか。	銀行の振込手続き日（振込実行日）	4月6日
7	提出書類について、期限内であれば直接持参で提出も可能か。	直接持参でも差し支えない。	4月6日
8	データの提出はshinsangyo@pref.hyogo.lg.jp宛でのe-mail提出の理解で相違ないか。（提出様式についてはPDF等の指定はあるか）	提出様式はPDFでお願いする。データ容量が大きい場合は、庁内システムで送信ができない場合があるので、事前に大容量アップロード用URLをお送りすることもできる。資料全部の容量が目安として5MB以上の場合は、適宜新産業課までご連絡ください。	4月6日

9	共同事業者、協力事業者についても同様に「登記事項証明書」「直近の決算関係書類」「県税・国税の納税証明書」などの提出は必要か。（特に協力事業者に該当する地元自治体について、事前の情報提供の確証等は不要か）	「登記事項証明書」、「直近の決算関係書類」、「県税・国税の納税証明書」については代表事業者のみの提出でよい。 地元自治体について事前の情報提供の確証等の提出は不要であるが、申請書の様式に事業実施場所を記載する箇所があり、そこに記載されている地元自治体には事前の情報提供がなされているものとみなす。 なお、採択の前後に関わらず、地元自治体への事前の情報提供がなされていないと判明した場合は、公募要領の2ページに記載のとおり、補助金の交付決定の全部を取り消す場合があるので、注意すること。 ただし、審査会の際には地元自治体も含めた地元調整の状況は審査の観点であるので、例えば地権者との調整などの商用化に向けた具体的な調整を進めるとともに、その内容をまとめておくことが必要である。	4月6日
10	「県内事業者」の定義はどのようなものか。本店所在地があること、あるいは支店が所在する法人も対象となるのか。	支店も含めて県内に事業所があればよい。	4月6日
11	実績報告書等、提出したアウトプットはどこまでが一般に公開されるのか。	実績報告書類には、以下のものが考えられ、それぞれ以下のとおりとする。 <原則公開となる書類> ・採択時にホームページ用に掲載する採択事業の概要資料 ・県で開催する空モビリティ会議の資料 <原則非公開となる書類> ・今年度事業で実施をお願いする事業進捗報告会での資料 ・県に対して報告する補助金交付要綱に基づく実績報告書等 その他、事業の実施に際し必要となる資料、アウトプットについては、採択事業者と協議のうえ、公開、非公開を決めるものとする。	4月6日
12	事業開始の事前調査として想定するルートへの遊覧・移動を計画し（想定するVポート設置場所近くで臨時離発着場を設定する）実際に有償顧客を募って応募の有無を調査すること、またどの程度の提供価格であれば利用するかの市場性を調査することは、「（1）商用運航の実現に資する事業」に該当するか。	国土交通省への商用運航申請の際に、例えば事業計画書のために価格設定などの根拠として必要なデータを取るものであれば対象になり得る。単なる市場調査に留まる内容は対象にならない。 新たな離着陸場候補地調査の一環として、市場性があるかどうかの調査を「（3）離着陸場候補地調査等事業」で行うことはできる。	4月10日
13	「共同事業者」、「協力事業者」として参画する場合は、複数の補助事業または同一事業の別代表事業者のチームに重複して参画することは可能か。	可能である。	4月15日
14	「協力事業者」に外注することは可能か。あるいは外注をする場合は「共同事業者」とするか「協力事業者」ともしないとする必要があるのか。	「協力事業者」に外注することは可能である。 「共同事業者」に外注する場合は、「共同事業者」は公募要領1ページの記載のとおり「代表事業者と共に補助事業を実施する事業者であり、補助事業に対する一部経費を負担する事業者のこと」と定義しており、「共同事業者」に対する外注は実質的に採択された補助金の一部が活用されることになるから、「共同事業者」の事業全体に占める役割の大きさを可視化する観点から本事業では「委託料」として定義している。業務の実態面としてはいわゆる外注を「共同事業者」に対しても、「協力事業者」に対してもできる。	4月15日
15	「共同事業者」、「協力事業者」については事業計画書の（6）への明記のみで個別の提出資料、事前相談の確証は不要との理解で正しいか。	公募要領P9、10に記載のとおり「補助内容に関する関係事業者間等で締結された協定や覚書の写し」は任意提出書類となっている。特に審査項目でも事業者間の協力体制の確度は確認されるため、例えば申請事業の成否に重要な関係者との間での事前相談や覚書などを提出いただくことが望ましい。	4月15日